携帯電話の基地局・中継局として利用したいとき

認定電気通信事業者の行う中継施設の設置であっても農業上の土地利用との調整が必要となります。先ずは農林振興課・農業委員会で農地の確認を行ってください。

農地へ復元される可能性の低い利用方法であるため、農振法手続き時（除外申請時）には分筆を必要とします。

自己所有の土地に建造物を建てたいとき

自己所有の土地であっても農業上の土地利用との調整が必要となります。先ずは農業振興地域の整備に関する法律（農振法）については農林振興課へ、農地法については農業委員会で農地の確認を行ってください。

農業後継者用住宅を建設したい場合

・農家住宅を建設する場合

通常農地に住宅を建てることはできませんが、農業者の後継者住宅に限り北海道への申請を経て同意が得られれば住宅を建てることができます。この際には農地（田・畑など）から宅地への転用や農業用振興地域から除外（農振青地から白地へ）する必要がありますので、農林振興課・農業委員会へご相談ください。なお、北海道からの同意が得られた場合、公告縦覧期間、異議申立期間などを含め概ね３か月から５か月程度かかり、分筆など必要な手続きが出てくることから早めに相談してください。

農業用倉庫・牛舎などを建設する場合

農業用倉庫や牛舎などを農用地に建設する場合、農地から農業用施設用地への用途変更や農地転用が必要となります。また分筆なども必要となり、関係機関に協議を諮り同意を得なければならないため時間を要することから農林振興課へ早めにご相談ください。

違反転用を行うと罰則が科せられることがありますので、土地に建造物など手を加えようとする場合や、農地の形状が変わる場合など、必ず農林振興課、農業委員会へご相談ください。